

裁 決 書

審査請求人

[REDACTED]
[REDACTED]

上記審査請求人代理人

奈良市登大路町5番地修徳ビル3階

わかくさ法律事務所

弁護士 戸城 杏奈

処 分 庁

大和高田市社会福祉事務所長

審査請求人が平成23年3月28日付けで提起した審査請求について、次のとおり裁決する。

主 文

処分庁が平成23年2月7日付けで行った生活保護申請却下処分を取り消す。

理 由

第1 審査請求の趣旨及び理由

1 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、審査請求人（以下「請求人」という。）に対して、平成23年2月7日付けで大和高田市社会福祉事務所長（以下「処分庁」という。）が生活保護法（昭和25年法律第144号。以下「法」という。）に基づいて行った生活保護申請却下処分の取り消しを求めるものである。

2 審査請求の理由

処分庁の決定は、請求人に稼働能力があること、資産活用が見込まれることを理由に生活保護申請を却下しているが違法であること、処分庁の発した通知書の記載内容は法の要請する記載内容を満たしていないことから、本件処分は請求人の生存権を脅かす違法な処分である。

第2 当庁の認定事実

- 1 平成22年9月、前夫から請求人への申立てにより、子ども二人の親権者変更調停（父→母）が申し立てられた。
- 2 12月24日、請求人と前夫との親権者変更調停が成立して、子ども二人の親権が請求人に移った。
- 3 12月28日、請求人が葛城市から大和高田市に転入した。
- 4 平成23年1月13日、請求人が家計が苦しく生活ができないことを理由に処分庁に生活保護申請を行った。

なお、請求人の収入は、「[REDACTED]」での就労収入（時給）が1月53,003円・2月48,526円、厚生障害年金（3級）が月額49,517円、前夫からの養育費50,000円（平成23年3月からは20,000円）であった。

- 5 1月24日、処分庁は請求人の主治医と面談し、検診書により次のとおり検診結果を得た。

①傷病名 うつ病

②病状 全身倦怠感や不安症状はあり、仕事になんとかいけてはいるが休日は一日臥床するなど精神症状の日常への影響は少なからずある。

③就労は可能であると判断される。障害年金診断書一般状態区分表では「無症状で社会活動ができ、制限を受けることなく、発病前と同等にふるまえるもの」に該当する。

- 6 1月27日、処分庁は請求人に主治医面接の結果を伝え、請求人の求職状況等を聞き取り、早急に改善するよう助言指導を行った。
- 7 2月10日、処分庁は「稼働能力があるため、資産活用が見込めるため」を理由に2月7日付けで保護申請を却下し、請求人に通知書を手渡した。
- 8 3月28日、請求人が県に生活保護申請却下処分の取り消しを求めて審査請求を提起した。

第3 請求人の主張

- 1 請求人は稼働能力の活用について以下のとおり主張している。

請求人はうつ病で障害等級3級13号（精神又は神経系統に、労働が著しい制限を受けるか、又は労働に著しい制限を加えることを必要とする程度の障害を残すもの）の認定を受けているので稼働能力は低い。

また、請求人はうつ病で入院歴があり体調の波が大きく、良好な状態が継続できるとは限らず、4月21日の受診時にも主治医から「時間的配慮の得られる職場での稼働が適切」とあらためて説明を受けた。

現在、請求人は「[REDACTED]」でアルバイト（時給678円）として、週4日（3日は8時30分～15時10分、1日は8時30分～12時30分）勤務しているが、稼働時間は雇用主に頼んで増やしてもらった結果である。

なお、請求人は昨年12月からハローワーク等に複数回通って、転職先をさがしたが見つからなかった。その理由は、ハローワークの担当者が「時間的配慮を得ら

れる職場」を紹介すべきと判断し、請求人の体調に合った職場を紹介されず、具体的な求職活動が困難であったためである。

請求人は就労困難な障害を抱えながら、できる限り稼働能力を活用しようとしているが、稼働できない環境にある。

請求人の具体的状況に着目せず、稼働能力があることだけを年齢・資格から形式的に判断し、申請を却下した処分庁の決定は、請求人の生存権を侵害するもので違法である。

2 次に、却下決定通知書の理由の付記について以下のとおり主張している。

理由付記の程度については、どのような事実に基づいてどのような法的理由(処分の要件)により当該処分が行われたか相手方において十分認識しうる程度に示すことが必要である。(「生活保護関係全国係長会議資料」(平成14年3月6日厚生労働省社会・援護局保護課資料))

本件の却下理由の「稼働能力があるため」では、具体的に、どのような根拠に基づき稼働能力の有無を認定したのか、また、稼働環境について検討したのかも判明しない。

却下理由の「資産活用が見込めるため」では、請求人にどのような「資産」があると判断したのかも判然としない。

なお、理由の付記は、不利益処分を受けた者の不服申立を行う権利を保護するためにも要求されているもので、不服申立を行うには弁護士や第三者の助言が必須であり、適切な助言を受けるには書面による理由記載が必須で、処分庁が主張する、口頭説明、あるいは請求人が理解を示していたことでは、法律の要求する理由の付記の要件を全く充足していない。

第4 処分庁の主張

1 処分庁は請求人の稼働能力の活用について以下のとおり主張している。

請求人の検診書では労働可能で、「無症状で社会活動ができ、制限を受けることなく、発病前と同等にふるまえるもの」とあるので、請求人は稼働能力があると判断する。

請求人の時給は678円と極めて低廉であるため、稼働能力を活用し収入増を図る必要がある。また、生活困窮が予想されるにもかかわらず、2人の子どもを引き取ったわけであるからあらゆる努力が必要である。

しかしながら、請求人は申請期間中にハローワークに通ったのは2日のみで、それも具体的な求職活動をしていない。

大和高田市にはハローワーク、周辺地域にも求人募集先は確実にあるので、稼働能力を活用できる環境にあり、請求人は介護福祉士資格、自動車免許があるので就労機会を得ることは十分可能である。

これから、請求人の稼働能力の活用は不十分と判断し、保護の要件を満たさないので保護申請を却下する。

2 次に、却下決定通知書の理由の付記について以下のとおり主張している。

「稼働能力があるため」の理由記載は上記第3の生活保護関係全国係長会議資料

に基づいており、さらに、請求人には稼働能力の活用について2回助言指導していて、請求人はその内容について理解を示していたので、請求人への説明義務は十分に果たされていると考えている。

「資産活用が見込めるため」の理由記載についても同様である。

第5 判 断

1 まず、請求人の稼働能力の活用について検討する。

- (1) 法第4条第1項は、「保護は生活に困窮する者が、その利用し得る資産、能力その他あらゆるものを、その最低限度の生活の維持のために活用することを要件として行われる。」と規定し、保護の補足性の原理を定めている。

稼働能力の活用の要件については、「生活保護法による保護の実施要領について」（昭和38年4月1日付け社発第246号厚生省社会局長通知。以下、「局長通知」という。）第4により、①稼働能力があるか、②稼働能力を活用する意思があるか、③実際に稼働能力を活用する就労の場を得ることができるかの三つの要素により判断することになる。

請求人のように、現に就労している者の稼働能力の活用状況が十分であるかについての判断も、「生活保護法による保護の実施要領の取り扱いについて」（昭和38年4月1日付け社保第34号厚生省社会局保護課長通知。以下「課長通知」という。）

「問（第4の1）」のとおり、局長通知第4で示した稼働能力の活用についての判断基準が当てはまる。

具体的には、その者の現在の就労状況が本人の稼働能力から見て妥当な水準にあると認められる場合には、その者は稼働能力を活用していると判断することができる。一方、本人の稼働能力から見て妥当な水準にないと認められる場合には、上記の②稼働能力を活用する意思があるか、及び③実際に稼働能力を活用する就労の場を得ることができるかを含めて、客観的かつ総合的に判断することになる。

- (2) これを本件について見ていくと、請求人の病状について主治医から両者に異なる意見が出ているが、どちらの意見も就労は可能となっていること、請求人も現に就労していることから、稼働能力はあると判断する。

ただし、障害年金を受給していること、処分庁の検診書にも「仕事にはなんとかいけてはいるが休日は一日臥床するなど精神症状の日常への影響は少なからずある」とあることから、請求人の病状が就労に全く影響を及ぼさないとは言えない。

- (3) 次に、現在の就労状況が稼働能力から見て妥当かどうかについては、請求人の就労状況は時給が極めて低額であること、勤務時間も短いことから、現状では稼働能力を十分に活用しているとは言えず、転職により収入増を図る必要があると判断する。

ただし、就労状況は稼働能力との比較から判断するもので、処分庁の主張する世帯員の人数は関係ない。

- (4) 次に、稼働能力を活用する意思があるかについては、処分庁は、請求人はハローワークには通ったが具体的な求職活動をしていないと主張し、請求人は、ハローワークで転職先が見つからなかった理由は、ハローワークの担当者が請求人の体調に

合った職場を紹介しなかったため具体的な求職活動が困難であったためと主張する。

このため、請求人が主張する稼働能力を活用できる就労の場の有無について、次の(5)で検討する。

- (5) 実際に稼働能力を活用する就労の場を得ることができるかどうかについては、処分庁は、市内にハローワークがあり周辺地域にも求人募集先があること、請求人が介護福祉士資格等を持つことだけで就労の場を得ることが出来ると判断している。

しかし、処分庁は請求人の稼働能力を前提として、地域における有効求人倍率や介護福祉士等への求人内容等の客観的な情報によって就労の場が存在するかどうか検討がなされたとは認められず、請求人の稼働能力の活用は不十分と判断するに十分な調査が尽くされているとは言えない。

- (6) したがって、処分庁の判断は課長通知「問(第4の1)」に基づいて客観的かつ総合的に判断しているものとは認められず、請求人の主張には理由があると判断する。

2 次に、却下決定通知書の理由の付記について検討する。

- (1) 保護の開始の申請に対する決定については、法第24条第2項で理由の付記が求められている。

理由の付記の程度については、上記第3の生活保護関係全国係長会議資料で、どのような事実に基づいてどのような法的理由(処分の要件)により当該処分が行われたのか相手方において十分認識し得る程度に示すことが必要であるとされている。

- (2) これから見てみると、却下決定通知書の理由欄の「稼働能力があるため」の記載だけでは、処分庁が主張する「稼働能力の活用が不十分」との却下理由を、請求人が十分認識できる程度に示されていない。

「資産活用が見込めるため」の記載についても、活用できる資産を具体的に記載していないので、却下理由を請求人が十分に認識出来る程度に示されていない。

以上から、却下理由としては不十分な記載であり、理由付記に瑕疵がある処分と判断する。

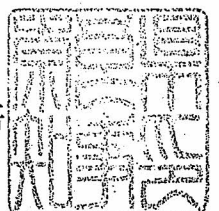
なお、処分庁は口頭で説明し了解を得たとの主張だが、法第24条第1項は書面に記載することを規定しており、口頭説明で法律の要件を満たしているとは認められない。

第6 結 論

以上検討したとおり、本件審査請求は理由があると認められることから、行政不服審査法第40条第3項の規定を適用し、主文のとおり裁決する。

平成23年6月1日

審査庁 奈良県知事 荒井正吾



この裁決に不服があるときは、この裁決があったことを知った日の翌日から起算して30日以内に、厚生労働大臣に対し再審査請求をすることができます。（なお、裁決があったことを知った日の翌日から起算して30日以内であっても、裁決があった日の翌日から起算して1年を経過すると再審査請求を提起することができなくなります。）

また、この裁決については、この裁決があったことを知った日の翌日から起算して6ヶ月以内に、この裁決の前提となる決定をした市を被告として（訴訟において市を代表する者は市長となります。）決定の取り消しの訴えを、あるいは県を被告として（訴訟において県を代表する者は知事となります。）この裁決の取り消しの訴えを提起することができます。（なお、裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、裁決があった日の翌日から起算して1年を経過すると決定及び裁決の取消しの訴えを提起することができなくなります。）